

# 障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の 手段の確保に関する条例（仮称）要綱案

兵庫県は、「だれもが、多様な方法で、理解しやすい情報を手に入れ、交換できる社会の実現」を基本目標の一つとして、ユニバーサル社会づくりを推進している。

情報通信技術が発達・普及した現代社会において、だれもが多様な情報を容易に取得あるいは発信することが可能となっている。しかし一方で、視覚や聴覚等の障害等により、必要な情報を円滑に取得することや意思疎通を図ることに支障をきたしている人が存在し、生活において不利益が生じたり、事故や災害の場面で生命に危険が及んだりする場合もあり、そうした障害者等への支援が急務となっている。

障害者等が自ら情報を取捨選択し、自らの意思で行動できることは、障害者等の安全で安心な暮らしの実現とともに、自立や社会参画に向けて不可欠な要素であり、障害者等に対して、生活に必要な情報の取得や意思疎通のための多様な手段を確保することが、ユニバーサル社会づくりにおいて非常に重要な視点である。

障害者等への支援は、すべての人への支援に繋がる。ここに、障害者等の情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する取組を促進するため、その基本理念を定め、県、市町及び事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、県民だれもが、安心して暮らすとともに、自己決定による能動的な社会参画ができる環境を整え、ユニバーサル社会づくりの推進に寄与することを目的として、本条例を制定する。

## 第1 定義

- (1) 障害者等 障害者、高齢者その他の日常生活又は社会生活において円滑な情報の取得及び利用並びに意思疎通（以下「意思疎通等」という。）に相当の制限を受ける状態にある者をいう。
- (2) 意思疎通等の手段 音声言語及び文字、点字、手話その他の形態の非音声言語、筆談、要約筆記、代筆、代読、音声訳、絵図、重度障害者用意思伝達装置その他の意思疎通等を図る際に活用される手段をいう。

## 第2 基本理念

- 障害者等に対して、生活における多様な意思疎通等の手段が確保され、自らが望む意思疎通等の手段を選択する機会が確保されなければならない。

- 生活における多様な意思疎通等の手段の確保（以下「意思疎通等の手段の確保」という。）は、障害者等だけでなく、すべての人の問題であることを認識し、相互の個性と人格の違いを理解し、互いに尊重することを基本として行わなければならない。

### 第3 県の責務

県は、基本理念にのっとり、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する総合的な施策を策定し、これを計画的に実施するものとする。

### 第4 市町の責務

市町は、基本理念及び第7に規定する計画を基本とし、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

### 第5 事業者の責務

- 事業者（商業その他の事業を行う者をいう。以下同じ。）は、基本理念に対する理解を深め、自らの事業活動において、障害者等の意思疎通等の手段の確保に努めるものとする。
- 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者等の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

### 第6 県民の協力

県民は、基本理念に対する理解を深め、県及び市町が実施する、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する施策に協力するものとする。

### 第7 計画の策定

- 知事は、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する施策を推進するため、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。
- 計画に定める事項は、次のとおりとする。
  - (1) 意思疎通等の手段の確保に関する取組方針及び目標
  - (2) 前号に掲げるもののほか、第8から第13までに定める施策に関する事項その他の意思疎通等の手段の確保に関する必要な事項
- 計画は、ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例（平成〇年兵庫県条例第〇号）第〇条に基づき定める総合指針と一体のものとして作成することができる。
- 知事は、計画を定め、又はこれを変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、障害者等の意見を聴くものとする。

- 知事は、計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

## **第8 県の情報発信における配慮**

- 県は、情報発信において障害者等が円滑に情報を取得できるようにしなければならない。
- 議会及び知事その他の執行機関は、前項の規定の趣旨に基づき、次に掲げる措置を講ずるものとする。
  - (1) 文書、出版物その他の文字による情報にあつては、文字の大きさ、色彩等について配慮がされるとともに、点字表記、朗読その他当該情報の取得が困難な者に配慮する措置が講ぜられること。
  - (2) テレビジョン放送、講演会その他の映像及び音声による情報にあつては、手話通訳、字幕その他当該情報の取得が困難な者に配慮する措置が講ぜられること。

## **第9 災害その他非常の事態における情報伝達**

県は、災害その他非常の事態の場合において障害者等に対して必要な情報を的確に伝達するため、市町その他関係機関と連携し、障害者等の家族及び支援者の協力を得つつ、災害その他非常の事態の場合における障害者等に配慮した多様な手段による情報発信を行うものとする。

## **第10 情報通信技術の活用**

県は、障害者等の意思疎通等における利便性を高めるため、情報通信技術を活用した意思疎通等のための通信端末機器の配備その他の環境整備、障害者等の情報活用能力を向上するための支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

## **第11 人材養成**

県は、障害者等の意思疎通等を支援するため、手話通訳、点訳等を行う人材の養成を行うものとする。

## **第12 啓発及び学習の機会の提供**

県は、基本理念に対する県民の理解を深めるため、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する啓発を行うとともに、手話等を学習する機会を提供するものとする。

## **第13 関係団体への支援**

県は、障害者等の活動を支援する団体と協力して障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する施策を推進するため、障害者等の活動を支援する団体に対す

る情報提供その他必要な支援を講ずるものとする。

#### **第 14 行財政上の措置**

県は、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する施策を推進するため、必要な行財政上の措置を講ずるものとする。

#### **第 15 施策の実施状況の公表**

知事は、毎年度、計画に基づく障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する施策の実施状況をとりまとめて公表するものとする。

#### **第 16 附則**

(施行期日)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。